

經濟論叢

第101卷 第6号

企業的マーケティング論の成立	橋 本 勲	1
第一次大戦開始期における アメリカ産業動員体制の諸特徴	池 上 惇	20
ロスとダンロップの賃金論 (2)	赤 岡 功	37
後進国開発のための投資配分	本 山 美 彦	55
アメリカ独占確立期における「水割り」 財務方策と公表会計実務	西 田 博	77
宇野理論における価値論の 内在的矛盾とその根拠について	西 野 勉	100

昭和43年6月

京都大學經濟學會

宇野理論における価値論の内在的 矛盾とその根拠について

—宇野理論と価値論 (1)—

西 野 勉

I 問題の所在と問題の限定

宇野弘蔵氏によって基礎がおかれ、その一派の人達によって更に発展させられているところの『資本論』を「原理論」として「純化」する作業は、その基本的作業として『資本論』第1部第1編「商品と貨幣」における価値の実体規定を基礎する展開を、商品、貨幣、資本の「流通形態」としての「形態規定」を「不純」にするものとして排除し、商品、貨幣、資本という範疇を「純粋な流通形態規定」に「純化」する作業を様々の角度からおしすすめてきた。それによれば、経済学の根本をなすところの価値理論は、商品、貨幣、資本という範疇を展開する「流通形態」論で価値実体ぬきの「価値の形態規定」或いは「価値法則の形態」を明らかにし、労働力商品化をといた後に「価値の実体規定」或いは「価値法則の実体的根拠」を明らかにするというのが「原理論」として正しい方法だとされている¹⁾。

このような「正しい方法」の発展史を概観することは、問題の所在をあきらかにする上で必要な作業である。いま、簡単にこの点を回顧してみよう。

宇野派の大内秀明氏によれば²⁾、宇野経済学の形成にとって戦後は第3の時期、即ち、「三段階論」の「最終的定式化」の時期とされている。つまり、戦

-
- 1) 宇野弘蔵『経済学方法論』東京大学出版会、1962年刊（以下『方法論』と略）、169-228頁；同氏『価値論の問題点』法政大学出版局、1963年刊（以下『問題点』と略）、39-109頁；降旗節雄『資本論体系の研究』青木書店、1965年刊、15-203頁；大内秀明『価値論の形成』東京大学出版会、1964年刊、229-327頁。
 - 2) 大内秀明「宇野経済学の形成」日高晋編『講座 戦後日本の思想』現代思潮社、1962年刊所収。

前の第1期において「原理的なものと発展段階論的なものとの分化」が形成され、戦中から戦後2～3年にかけての第2期において「段階論からさらに現状分析論の分化」がほぼ形成されていたが、「段階論」と「原理論」との次元のちがいを明確にするには『資本論』をさらに「原理論」として「純化する作業」がすすめられねばならなかった。その「純化」の課題は戦後に残され、戦後は、この『資本論』の「純化作業」を通じての「原理論」の体系化を特徴とする「三段階論の最終的定式化」の時期だとされるわけである。宇野氏の戦後の著述を追跡することによって私は、大内氏の宇野経済学の戦後期の特徴づけを妥当とみなす。宇野氏においては、「三段階論の最終的定式化」は、1950年4月に発表された『『経済学の方法』について』³⁾という論文において明確な形で与えられ、62年の『経済学方法論』、63年の『経済学の方法』（『経済学セミナー』(1)）において今日的到達点が示されている。そして、この「定式化」と結びついた『資本論』の「原理論」としての「純化」と「原理論」の積極的体系化とは、47年の『価値論』において第一歩が踏み出されて以降、50年、52年の『経済原論』上下、及び、52年の『価値論の研究』で一応の結実をみ、その後、59年の『原理論の研究』を経て62年の『経済学方法論』、63年の『経済学セミナー』シリーズ、及び、64年の新版『経済原論』において今日的到達点が示されている。この過程で、宇野氏のみならず宇野派の人達によって価値の実体規定を前提しないところの「流通形態」としての商品、貨幣、資本の形態規定を展開し、その「流通形態」論において「価値法則の形態」を明らかにし、労働力商品化をといた後に「価値法則の実体的根拠」を明らかにするという価値法則論の試みが行われてきた。

私がまず関心をよせた問題は、この「価値法則論証の試み」を手がかりとして、宇野理論の究極的な、ゆきつく先をたしかめることであった。価値理論が経済理論体系の根本にあるとすれば、この価値理論を「論証する試み」は、宇野経済学全体の運命をうらなう上で決定的な重要性をもつと考えられるからで

3) 宇野『価値論の研究』東京大学出版会、1952年刊所収。

ある。

そこで、価値法則の論証の試みが宇野理論の根本問題とどうかかわっているかを従来の論争史から概観しておこう。

宇野理論の最も根本的な問題は、次の3点に要約することが出来る。第1点は、主として、故吉村達次氏によって主張された⁴⁾ところだが、認識に対する実践の優位と、実践における社会的、階級的制約からする認識の真理性の階級的な性格、というマルクス主義の認識論の根本命題に対して、「科学の超階級性」を主張⁵⁾して、これを否定している点である。第2点は、林直道、芦田文夫、故吉村達次氏などによって強調された⁶⁾ところであるが、資本制生産様式を歴史的に特徴づけている特殊な矛盾をマルクス・エンゲルス・レーニンがうちたててきたところの生産力と生産関係の矛盾の特殊な歴史的姿としての生産の社会的性格と領有の私的資本主義的形態との矛盾として把えることに反対し、労働力の商品化の「無理」として把え⁷⁾、ここから資本制生産様式の歴史的特殊性を事実上全面商品生産、或いは、全面商品経済に還元し、階級関係をも商品交換関係の内部にとじこめ、階級闘争への発展の合法則性は経済理論では解明出来ないものとして放逐し、商品生産の永遠にくり返す法則だけを「原理論」は明らかにすべきであるとして⁸⁾、資本制生産様式の発展に伴う生産の社会化と私的資本主義的領有形態との矛盾の発展を解明することによって、階級闘争の経済的基礎を明らかにし、資本制生産様式の生成、発展、没落の法則を解明するというマルクス経済学の根本的性格を否定し去ろうとしている点である。それと同時に強調すべきことは、資本制生産様式と他の生産様式との本質的区別を、

4) 吉村達次「経済学における理論と実践」同氏『経済学方法論—宇野理論批判—』雄渾社、1966年刊所収。

5) 宇野『『資本論』と社会主義』岩波書店、1958年刊、第1、4章。

6) 林直道「経済学の対象と宇野理論」『経済学雑誌』第55巻第5号、1966年11月；芦田文夫「『広義の経済学』否定論の系譜—ブハーリン・宇野教授の所説をめぐって—」『立命館経済学』第13巻第1、2号、1964年6月；吉村達次書評「宇野弘蔵『経済学方法論』」《季刊》『経済』創刊号、1962年6月。

7) 宇野前掲『方法論』160-161頁。

8) 同上、105-166頁。

「経済原則」といわれる人間が自然との間に行う物質代謝過程が「全面的に商品経済として実現」されているか、「経済外的規制」によって実現されているかの区別にもとめ、前者にのみ「経済法則」が存在し、後者には「経済法則」は存在しないとす⁹⁾ プハーリン的な「広義の経済学」否定論¹⁰⁾におちいつている点である。第3点は、見田石介、小椋広勝、故吉村達次氏らによって指摘されてきた¹¹⁾ように、「原理論」から資本制生産様式の歴史的発展法則を放逐し、「段階論」では法則を明らかにせず、「原理論」で解明された永遠にくり返される商品経済の法則を「阻害」し「変容する事情」——これはプラン問題と関連させられ、国家、国際関係（世界市場は「現状分析」へ）というプラン後半の項目と封建的遺制などの非商品経済的要因からなるとされている——の歴史的なタイプだけを特徴づけ、「現状分析」は、この「段階論」を「基準」として「無限に複雑な個別的具體性」の分析を行うという¹²⁾いわゆる「二段階論」においては、帝国主義段階、及び、現代資本主義の歴史的段階規定が、資本主義の合法的発展の自己産出的結果として把握されえず、宇野理論にいうところの「生成・発展・爛熟」期の、互いの間に法則的関連のないいわゆる「経済法則」の「変容事情」なるものによって規定されるということになる点である。

この小論の対象は、以上の3つの根本的問題点の第2点にかかわっている。即ち、後で(Nで)明らかにするように、「原理論」では、商品、貨幣、資本を「流通形態」として「純粋な形態規定」として展開し、労働力商品化をといた後にその「実体的根拠」を明らかにするという方法的主張とそれにもとづく『資本論』の「純化」作業は、資本制生産様式の歴史的特徴を全面商品経済に還元する宇野理論の特異な対象規定に基礎づけられており、「流通形態」論で

9) 同上、10-16頁。

10) N. Bucharin, *Oekonomik der Transformationsperiode*, Verlg der K. I. Auslieferungsstelle für Deutschland; C. H. Nachf, L. Cahnbley, Hamburg, 1922, SS. 1-2.

11) 見田石介「宇野氏のいわゆる原理論と段階論について」『経済学年報』25、1966年12月；小椋広勝「資本主義の帝国主義段階」宇佐美・宇高・島編『マルクス経済学講座』2、有斐閣、1963年刊所収；吉村達次「レーニン『帝国主義論』の段階規定について」同氏前掲書所収。

12) 宇野前掲『方法論』35-64頁。

価値実体を前提しない価値形態を、或いは、価値実体を前提しない「価値法則の形態」を展開し、労働力商品化をという後に、価値実体を、或いは、「価値法則の実体的根拠」を明らかにするという方法とその試みも、同じくその特異な対象規定に基礎づけられているということ、ここに小論は注目しているのである。

ここでの問題の限定は、「宇野理論」の特異な経済学の対象規定と価値論との関係の根本的な批判を行うための準備として、特異な対象規定から導出されてきている宇野派本流の価値形態から価値実体へ、「価値法則の形態」から「価値法則の実体的根拠」へという価値論論証の試みの現段階の特徴とその問題点を抽出し、宇野理論の「論証」そのものが、解決不可能な矛盾に直面することを先ず示そう。

そして、この矛盾の根底には、実は宇野氏の経済学の「特異な」対象規定があることを明らかにしたい。そのことは、また、宇野理論における「原理論」の問題が「純粋資本主義」の前提と「流通形態論」との「律背反にある¹³⁾というより、むしろ対象規定そのものに内在する問題の方法上での現われとして把握すべきだという見解を明らかにすることになる。

Ⅱ 宇野派本流における価値論の基本構造

ここでとりあげる宇野弘蔵氏、降旗節雄氏、大内秀明氏の3氏に代表される宇野派本流¹⁴⁾の場合「原理論」の構造は、はじめに商品経済の「純粋な形態規定」として「流通論」或いは「流通形態論」からはじまり、この「流通形態」の展開の極点において「産業資本形式」なるものによる労働力商品化がとかれ、次に「商品による商品の生産過程」としての資本家的商品経済の「実体」が「生

13) 佐藤金三郎『「貨幣の資本への転化」の論理と歴史』『経済研究』第14巻第3号、1963年7月などの見解。

14) 宇野派と称しうる人達には、宇野氏の理論的志向に最も忠実な大内秀明、降旗節雄、鎌倉孝男氏らの宇野派本流というべきグループと「流通形態論」に資本主義の生成期の特徴を内在させようとする鈴木鴻一郎、岩田弘氏らのグループと宇野理論を近代経済学的に利用してゆく玉野井为郎、桜井毅氏らのグループがある。

産論」或いは「生産過程論」としてとかれることになっている¹⁵⁾。これに従って「流通論」＝「流通形態論」で「価値関係の形態的展開」或いは「価値法則の形態」なるものがとかれ、「生産論」＝「生産過程論」で「価値関係の実体的根拠」或いは「価値法則の実体的根拠」なるものが明らかにされる。

それでは、第1に「価値法則の形態」とは何か？

先ず「流通形態」に「純化」された「商品形態」論において『資本論』第1部第1編第1章の商品論で与えられている「価値」「価値形態」「価格」とは全く別個の「価値」「価値形態」「価格」の規定が与えられる。即ち、「流通形態」上の概念に「純化された」「価値」とは、価値の実体とも価値の形態とも区別された実体不明の諸商品の「同質性」¹⁶⁾だと規定される。その「同質性」とは、宇野氏によれば「商品所有者が他の商品に対して交換に応じうるということを示すという意味での同質性」¹⁷⁾だとされ、大内氏にあっては商品の「全面的に交換を要求する性格」¹⁸⁾だとされる。そして、それは客観的な量だとされるのである。後にみるように宇野氏や降旗氏の場合は、この「同質性」なる「価値」の客観的な量の実体は、商品に対象化された抽象的人間労働であることが証明されるのであるが、大内氏の場合は、それは質的にも量的にも商品に対象化された抽象的人間労働とは「区別」された「独立の要因」¹⁹⁾とされている。

しかし、この商品の「同質性」＝商品の交換性なる商品の社会的性格が、私的所有にもとづく社会的分業のもとでの商品生産社会の労働の独自の社会的性格によって裏づけられていないため——価値の実体規定が与えられていないから——、商品の社会的関係は、商品所有者の欲望、需要によってしか与えられないことになる。この点の批判は久留間敏造氏によって鋭くなされてきた²⁰⁾。

15) 宇野弘蔵『経済原論』上、岩波書店、1950年刊（以下、旧『原論』と略）；同氏『経済原論』岩波全書、1964年刊（以下新『原論』と略）；降旗、大内前掲書。

16) 宇野旧『原論』24-25頁；新『原論』21頁。

17) 宇野前掲『問題点』62頁。

18) 大内前掲書、169頁。

19) 同上、174-175頁。

20) 久留間敏造『価値形態論と交換過程論』岩波書店、1957年刊。

そのため、商品所有者の欲望、需要を導入して「価値形態」がとかれ、「価値形態」とは商品所有者が自らの商品の「価値」=「同質性」の一定量を自分の欲望対象としての他の商品の使用価値の一定量で主観的に表現する形式²¹⁾と規定される。その結果、「価格」もまた商品所有者が自己の商品の「価値」=「同質性」の量をその欲望対象たる貨幣商品の一定量で主観的に表現する形式²²⁾だとされる。こうして「商品形態」論において、実体のない、しかも、客観的な量をもつものとしての「同質性」なる「価値」が設定され、商品所有者の主観的表現としての「価値形態」「価格形態」が与えられ、「価格」の主観性から「価値と価格の背離」なるものが設定²³⁾されるわけである。そして、このような「価値と価格の背離」から、貨幣の諸機能、資本の諸形式（「商人資本形式」「金貸資本形式」「産業資本形式」）による諸商品の流通における需要・供給関係の調節によって、需要供給関係のゆきつくところとしての諸商品の「価値と価格の一致」をとくことが、「価値法則の形態」の解明だとされる²⁴⁾。つまり、「商品形態」論で、商品の交換される性格という、古典派が「交換価値」と呼んでいたところのものを「価値」として設定し、流通の表面での商品所有者間の需給のアンバランスから生じる相対的価値表現の主観性から「価格と価値の背離」「価格水準」の未確立を設定して、貨幣の諸機能、資本の諸形式の展開において、需給調節機構の確立=相対的価値表現の客観性の確立=「価格と価値の一致」=「価格水準」の確立の過程をとき²⁵⁾、需給関係の行きつくところに形成される諸商品の均衡価格の体系の成立を明らかにすることが「流通形態」論における「価値法則の形態」の解明なるものなのである。この均衡価格の形成を宇野氏は「価格の変動の中心をなす価値関係」の「社会的確証」²⁶⁾の成立といわ

21) 宇野前掲新『原論』23-24頁。

22) 同上、31頁。

23) 同上、31頁。

24) 大内前掲書、295-296頁。

25) 同上、304-305頁。

26) 宇野前掲新『原論』31頁。

27) 降旗前掲書、202頁。

れ、降旗氏は「価格体系の形成」²⁸⁾、大内氏は「一物一価」の機構の形成²⁹⁾といわれる。

第2に「価値法則の実体的根拠」の解明とは何か？商品所有者間の需給の均衡点に形成される諸商品の均衡価格の体系とは、諸商品の「価値」＝諸商品の交換性としての「同質性」の「社会的に確証された」量的関係を示すものではあるが、すでにみた通りこの「同質性」の実体は不明とされてきた。労働力商品化の後に展開される「生産過程」論で与えられる「価値法則の実体的根拠」の解明とは、この「同質性」の実体が諸商品に対象化された抽象的人間労働だということを明らかにし、次いで、そのことによって均衡価格の体系が、結局、諸商品に対象化された抽象的人間労働の量的関係によって規定されているものであることを証明することなのである。

先ず、労働力商品化によってつかみ出される「あらゆる社会に共通な実体」としての「労働＝生産過程」が明らかにされ、この「労働＝生産過程」における労働が、あらゆる社会においてその社会が必要するところの生産物をその質と量に応じて生産する労働として、具体的有用労働をその質とし、抽象的人間労働をその量とするところの超歴史的な「二重性」をもつ労働として措定²⁹⁾される。そして、労働力＝労働主体が商品化していることから労働生産物は必ず商品化する必然性は与えられているとして、生産物に対象化された抽象的人間労働が、商品のかの「同質性」の実体だということが証明されるというわけである。更に、「資本家の生産方法の発展」の展開において労働の単純化と労働力の流動性の発展による労働力価値の均一化と相対的過剰人口形成による労働力の需要に応じた供給体制の確立がとかれ、社会的総資本が「経済原則」を実現する再生産表式がとかれるに至って「価値法則の実体的根拠」の解明が完了³⁰⁾するというわけである。

28) 大内前掲書、304、314頁。

29) 宇野前掲旧『原論』87-97頁；降旗前掲書、145-303頁。大内前掲書、327頁。

30) 宇野前掲旧『原論』上、89-273頁。新『原論』47-136頁。

Ⅲ 宇野派本流の価値論が陥る解決しがたい矛盾

第1の矛盾。宇野氏の場合、「商品形態」論における「価値」を実体のない「同質性」とされるものの、その「同質性」なるものの実体は結局商品に対象化された抽象的人間労働であって、従って、この「同質性」の量とは対象化された抽象的人間労働の量だということを証明し、流通の表面の需給の均衡点で与えられる諸商品の均衡価格とは、結局、諸商品に対象化された抽象的人間労働の量的比率の正確な反映にすぎないことが証明される。しかしながら、「流通形態」論における均衡価格の成立は、需給の不一致から一致への運動を内在化させ、むしろ、それを動力として論理をすすめてとかれるわけであるから、需要供給者の経済的性が重要な問題になる。その場合、「商品形態」論、「貨幣形態」論では、この需給関係を形成する主体は単なる商品所有者、貨幣所有者であってよいが、「資本形態」論ではその主体が資本所有者になるわけである。だから、「資本形態」論でこの需給の均衡点の達成をとくことになると不可避免的に資本所有者間の需給関係、つまり、利潤獲得競争を導入せざるをえなくなり、資本所有者間の利潤競争を導入すれば、そこに形成される均衡価格は、費用価格+一般的利潤という生産価格にならざるをえなくなる。もし、この均衡価格が生産価格であるとする、その均衡価格は、価値から背離した価格であって、諸商品に対象化された抽象的人間労働の量的比率の正確な反映でありえないし、従ってまた、均衡価格で正確に表現されるとされる諸商品の「価値」=かの「同質性」の量は対象化された抽象的人間労働の量ではなくなる。そのため、宇野氏のように「同質性」として規定された「価値」の実体が対象化された抽象的人間労働であり、均衡価格がこの対象化された抽象的人間労働の比率の正確な反映であることを証明しようとするれば、この均衡価格の成立を資本所有者登場以前の段階、即ち、単純な商品流通の局面でとかがざるをえない。「商品形態」論では、需給の不一致、価格表現の主観性、「価格と価値の背離」を設定したわけであるから、結局、それは「貨幣形態」論でとかれど

るをえないことになる。そこで、宇野、降旗両氏は、貨幣の価値尺度機能、流通手段機能でこの諸商品の需給の調節による「価値と価格の一致」=「均衡価格」の成立をとかれる³¹⁾わけである。しかしながら、ここで問題となるのが、「貨幣から資本への転化」を何によってとくかという問題である。

宇野理論においては、周知の通り、「流通形態」論としての「資本形態」論なるものは、「商人資本形式」「金貸資本形式」「産業資本形式」という順序で展開される。だから、貨幣から資本への移行は「貨幣形態」から「商人資本形式」への移行として先ず問題になる。「商人資本形式」なるものは、安く買って高く売ることによってその「価格差」を利潤として獲得する流通の表面における資本の「形式」だとされる³²⁾わけであるから、貨幣から「商人資本形式」への移行には同一商品について「価格差」が前提されねばならない。ところが、一方で、均衡価格が生産価格になることをさげ、「貨幣形態」論で諸商品の「価値と価格の一致」=「均衡価格の成立」=「価格差」の解消をとかれる結果、貨幣から「商人資本形式」への移行において、この「価格差」を設定することが無理なことになる。

そこで、宇野氏の場合は、この矛盾を、そのような均衡価格の成立のもとで「個別的、偶然的事情」によって生ずる「価格差」の設定によって解決されようとした³³⁾。しかし、価値増殖の根拠が「個別的、偶然的」であっては、「商人資本形式」の成立根拠は偶然となり、必然性をもたないことになる。これを批判して、降旗氏は、異った流通圏の間の「価格差」なるものを設定されて解決されようとする。つまり、異った商品流通圏には、各々異った均衡価格の体系が生ずるから、1つの流通圏の内部では「価格差」は解消するが、異った流通圏の間には「価格差」の存在が必然だとされるわけである。そして、世界貨幣としての貨幣の機能は、まさに、この異った流通圏を「世界市場的連関」に

31) 同新『原論』31頁；同氏『方法論』213-217頁；降旗前掲書、125頁。

32) 宇野前掲旧『原論』上、74-78頁。

33) 同上、76頁。同氏新『原論』では「社会と社会との間」にある「価格差」として「偶然的個別的」という色彩をなくす試みがなされている(41頁)。

もたらすものであって、「商人資本形式」とは、「貨幣形態」論の最後に位置する「世界貨幣」の機能から不可避免的に出てくるものとされる³⁴⁾わけである。しかしながら、これも、宇野派の大内氏自身が批判するように、「純粹資本主義」という宇野理論の対象規定からすれば、「世界市場と国内市場とは相互に溶解しあっているとみるべき」³⁵⁾なのだから、このような異った流通圏の間の「価格差」の導入は、自らの対象規定と矛盾することにならざるをえないわけである。

このように、宇野氏の場合（降旗氏の場合は、均衡価格の性格が必ずしも明確でないので除くとして）、「商品形態」論で設定された諸商品の「価値」=「同質性」の実体が諸商品に対象化された抽象的人間労働であり、「価値法則の形態」の成立といわれる流通の表面での需給の均衡価格の成立が、諸商品に対象化された抽象的人間労働の量的比率の正確な反映であることを証明するために、単純な商品流通の局面で、「資本形態」論の前に「価値と価格の一致」=均衡価格の成立がとかれ、その結果、「商人資本形式」の価値増殖根拠たる「価格差」の設定において、「個別的、偶然的事情」にもとづく必然的根拠のない「価格差」を設定するという無理をしなければならなくなり、「貨幣から資本への転化」を必然性においてときえないということを露呈されたわけである。これが第1の矛盾。

第2の矛盾。これに対し、大内氏は、同じく価値実体とも価値形態とも区別された「価値」=「同質性」（商品の全面的に交換を要求する性格）を出発点にしても、諸商品の需給の不一致から一致へ、「価格と価値の背離」から「価値と価格の一致」へと「流通形態」を展開し、均衡価格=「一物一価」の成立をとかれるのであるが、宇野氏や降旗氏が陥られた貨幣の資本への転化の挫折を避けるために、「貨幣形態」論でこの均衡価格=「一物一価」の成立をとかれず、「産業資本形式」でそれがとかれる。その結果、その均衡価格は生産価格とな

34) 降旗前掲書, 119-143頁。

35) 大内前掲書, 298頁。

り、「価値と価格の一致」した状態が生産価格の成立、価値通りの売買が生産価格通りの売買ということになり、質的にも量的にも、商品に対象化された抽象的人間労働とは別の、第三者としての価値概念が創造されることになるのである。

即ち、大内氏は、元来、諸商品の需要供給関係は、流通の外部にある生産によって与えられてくるものだということから、「流通形態」論では、需給関係は外部から与えられてくるものとしなければならない、とされ、その結果、「流通形態」としての貨幣の諸機能による諸商品の需給調節作用は間接的なものたらざるをえないから、宇野、降旗氏のように「貨幣形態」論において諸商品の需給の一致、「価格と価値の一致」、均衡価格＝「一物一価」の成立はとときえないとされる³⁶⁾。その結果、「商人資本形式」成立の根拠たる「価格差」の存在は必然的に設定されうるとされ、それによって「流通形態」論としての貨幣の資本への転化の根拠が必然的に与えられるとされるわけである。つまり、流通における需給の外部決定性とそのためを生ずる「流通形態」としての貨幣の需給調節機能の間接性から、「流通形態」論としての貨幣の資本への転化の根拠である「価格差」が必然に与えられる³⁷⁾とされるわけである。そして、「流通形態」論における「価値法則の形態」の確立といわれる「価値と価格の一致」＝「一物一価」の機構の確立が、「産業資本形式」において労働力商品化が与えられ、それによって産業資本が生産を媒介にして需要と供給を結合する結果、流通における需給関係の外部決定性が克服されることによって与えられるとされる³⁸⁾。

しかしながら、このように、実体規定ぬきの「価値」から出発して、流通における需給の外部決定性から貨幣の需給調節機能の間接性を設定し、そこに成立する「価格差」の必然性から「商人資本形式」をととき、「産業資本形式」において「価値と価格の一致」＝「一物一価」の成立をとかれる結果は、すでにみたとおり、その「一物一価」としての均衡価格は、資本家間の利潤獲得競争の均

36) 同上、294-298頁。

37) 同上、294-298頁。

38) 同上、298-305頁。

衡としての生産価格とならざるをえないわけである。この点を大内氏は、「流通形態」論における「価値法則の形態」の成立解明とは、「生産価格の形態規定」³⁹⁾を明らかにするものだといわれている。

さて、「価値と価格の不一致」=「需給の不一致」から出発してたどりつかれた「価値と価格の一致」点=需給の一致点としての「一物一価」が、このように生産価格だとすると、この均衡価格で「価値と価格の一致」が達成されるとされる以上、結局、はじめに設定された諸商品の「価値」=「同質性」なるものの量は、費用価格+一般利潤という生産価格のこととなり、ここに、量的にも質的にも諸商品に対象化された抽象的人間労働とは区別された、それとは別個の「価値」概念がつくり出されることになるわけである。ここに、大内氏の場合、価値通りの交換=生産価格通りの交換となる「価値」⁴⁰⁾、従って、生産価格においてその量的比率が正確に表現される「価値」という、「抽象的人間労働の対象化からも……区別され」た「独立の要因」⁴¹⁾としての概念として「価値」が再構成されなければならないことになるわけである。

以上のように、宇野氏が、「流通形態」論において、実体を排除して規定された商品の「価値」=「同質性」の実体を、「生産過程」論において、質的にも量的にも商品に対象化された抽象的人間労働であることを明らかにするために、「流通形態」論での「価値法則の形態」の成立=均衡価格の成立を、生産価格の成立となるのをたくみに避けて、単純な商品流通の局面で、即ち、「貨幣形態」論で与えられ、その結果、「流通形態」論として、貨幣から「商人資本形式」への移行を必然的なものとして措定しえなかったとすれば、大内氏の場合は、宇野理論の対象規定に忠実に「流通形態」論を展開し、流通における需給の外部決定性から「商人資本形式」の成立根拠としての「価格差」を必然的な

39) 同上, 327, 336頁。

40) 同上, 422頁で等労働量交換という内容をもたされた等価交換は資本主義のもとでは存在しないという理由で理論的にもそれを不要とし、「等価交換を、いわゆる一物一価という意味に限定すれば、生産価格、とりわけ市場調節の生産価格として等価交換が成立するといってもよい」としている。

41) 同上, 174頁。

ものとして設定されたものの、その結果、「価値法則の形態」=「一物一価」の機構が生産価格の体系となることを避けられず、「価値」と生産価格が量的に同じという、商品に対象化された抽象的人間労働という価値概念とは全くちがう新たな価値概念を創造されなければならなかったのだということが出来る。

IV この方法の根拠—宇野理論の対象規定

これまでの展開において、宇野派本流における価値論論証の1つの重大な帰結を明らかにした。

その帰結としての新しい「価値」概念の問題性については別の機会に検討することとし、ここでは、この帰結がもたらされた根本原因が、宇野理論における経済学の特異な対象規定にあることを明らかにしよう。

宇野氏によれば、資本制経済の歴史的性質は、「経済原則」が、商品経済という「純経済的形態」によって実現されているという点において根本的な規定が与えられることになっている。即ち、宇野氏は、人間が自然との間に行う物質代謝過程を「経済原則」とし、この「経済原則」を「あらゆる社会に共通な実体」⁴²⁾として、この「経済原則」=「実体」が、どのような社会的規制によって実現されるかによって経済学の対象となる「経済法則」が存在するかしないかを区別される。「経済原則」が、全面的に商品経済という「純経済的形態」⁴³⁾によって実現される場合には、「経済原則」が「経済法則」として実現され、「経済原則」が、「何らかの宗教的な、慣習的な、あるいは政治的な制度」⁴⁴⁾などの「経済外的規制」によって実現される場合は、「経済原則」は、「経済法則」として実現されず、従って、経済学の対象となる「経済法則」は存在しないとされるわけである。そして、「経済原則」が全面的に商品経済によって実現されるのは、物質代謝過程の主体、即ち、労働力が商品化して、物質代謝過程が「商品による商品の生産過程」となることによってであるから、資本制経

42) 宇野前掲『問題点』128頁。

43) 同氏前掲『方法論』7, 12頁。

44) 同上6頁。

済のみが「経済法則」の存在し、支配する経済であるとされ、経済学の対象となるとされるわけである。資本制社会以外は、労働力が商品化していない以上、部分的に商品経済が存在していても、「経済原則」が全面的に商品経済によって実現されておらず、基本的には「共同体的規制」（資本制社会以前）とか「意識的、計画的な方式」（社会主義社会）によって実現されており、全社会的性格をもつものとしての「経済法則」は存在し、支配していないとされる⁴⁵⁾わけである。

商品経済が「純経済的形態」とされるのは、物質代謝過程＝「経済原則」が、商品と商品との関係、或いは、商品と貨幣との関係、即ち、物と物との関係によって実現されるからであり⁴⁶⁾、「経済原則」が全面的に商品経済で実現される場合に「経済法則」が存在し、支配するといわれるのは、物質代謝過程が、物と物との関係、即ち商品と商品との関係で実現される結果、経済過程が上部構造からの規制から自立して、客体的な過程となり、人間の活動を「自然法則のように客観的に」支配してくるからだ⁴⁷⁾とされる。

このような「経済法則」の把握のし方、経済学の対象規定に従うならば、資本制経済の歴史的特質にかんする根本規定は、「経済原則」が商品経済という「純経済的形態」によって実現されている経済、即ち、「経済法則」の存在し、支配する経済ということにならざるをえないわけである。

「原理論」の対象とされる「純粋資本主義」とは、資本制経済からこの商品経済という「純経済的形態」以外の社会的規制、即ち、「経済外的規制」或いは「非商品経済的要因」をすべて捨象（国家、国際関係までもこの中に含めて捨象）し、そこに設定されるところの、「純経済的形態」＝商品経済が、全面的に「経済原則」を「経済法則」として実現している1つのモデルを想定したもの⁴⁸⁾であり、この「純粋資本主義」を対象とする「原理論」の課題は、「経済原則」

45) 同上、15-16頁。

46) 同上、26頁。

47) 同上、105-125頁。

48) 同上、17-32頁。

が商品経済によっていかに完全に実現されているか、即ち、「経済原則」が、商品と商品の関係＝物と物との関係のみでいかに完全に実現されているか、を明らかにすることに他ならないわけである。

ここから、「原理論」の方法もおのずと規定されてくるわけであり、それが「流通形態」論から労働力商品化による「商品による商品の生産過程」へという方法を帰結し、「流通形態」論の方法と性格を規定しているのである。一方で「あらゆる社会に共通な実体」として「経済原則」を設定し、他方で、社会の経済過程の区別をこの「実体」の実現形態、即ち、「経済外的規制」か「純経済的形態」かで区別される以上、資本制経済を他の社会の経済と区別するものは、商品経済という「純経済的形態」に他ならないから、「純粋資本主義」という対象の性格を明確にするためには、対象から「あらゆる社会に共通な実体」を捨象して、この「純経済的形態」のみを抽象し、その特徴をまず明確にしなければならないわけである。この「実体」の捨象された「純経済的形態」、まさに「形態」だけの展開が、「流通形態」論に他ならないのである。

この「流通形態」論は、資本制商品経済に先行する商品経済の「形態的發展」という商品経済発展の歴史的特徴を理論に内在化するという面からも基礎づけられているのであるが、この点は、従来からの歴史と論理との関連についての論争に対する宇野氏の一見解でもあり、大方の注意をひいてきた。宇野氏によれば、資本制に先行する商品経済の発展は、「経済原則」＝「あらゆる社会に共通な実体」が、労働力自体が商品化していないために、全面的に商品経済的に実現されていなかったという理由によって「実体的根拠」を確立していない「形態的發展」だといわれ、従って、商品経済の発展の歴史的特徴は、「形態的發展」が先行し、労働力が商品化されてはじめて「実体的根拠」を確立するという点にあるとされる⁴⁹⁾。「原理論」は、この商品経済の「形態的發展」から「実体的根拠」の確立へという歴史的發展の特徴を、実体を前提しない「流通形態」の展開から労働力商品化によって確立される「実体的根拠」へという順序で方

49) 同上、12-14、227頁；同氏前掲『問題点』18-19頁、84頁。

法的に模写すべきなのだとされるわけである。これが、価値論についても、形態から実体へ、不等価交換から等価交換へ、「価値法則の形態」の成立から「価値法則の実体的根拠」へという展開方法主張の基礎となっているのである⁵⁰⁾。ただし、最近は、この歴史を論理に投影する主張は徐々に小さくされ、「純粹資本主義」から「あらゆる社会に共通な実体」を捨象した商品経済の「形態」こそが、「流通形態」論の内容・編成を主として規定するのだというように説明されている⁵¹⁾。また、商品・貨幣・資本が「流通形態」といわれるのは、1つには、商品経済の要素的形態であるそれらが、商品経済が歴史的に原始共同体間の商品交換にはじまって生産過程がどんな生産関係で行われているかに拘りなく生産過程の「外部」で、生産物の交換、流通を媒介するものとして発達してきたという商品経済の「外部性」という性格から、生産関係や生産過程と無関係な形態だと⁵²⁾いうことを示そうとされているためであり、2つには、「資本家的商品経済」のもとでは、生産物のみならず労働力自体が流通部面を通過し、流通上で商品・貨幣という形態をとり、資本によって生産的結合にもたらされ、あらゆるものが、流通上で商品・貨幣・資本という形態をとることによって生産の調節が行われ、「経済原則」が実現されるのだという資本主義の「流通主義的性格」⁵³⁾なるものを示そうとされているからである。

ここから次のような「流通形態」論の性格が規定されてくるわけである。

第1に、「流通形態」論では、労働とか生産とかの「経済原則範疇」或いは「実体」的なものはすべて捨象されていなくてはならないのであって、商品・貨幣・資本も全く流通上の概念に「純化」されるべきだということ。ここから『資本論』が商品論で、価値の実体規定を与えたのは、「流通形態」としての形態的特徴を損うものであるという批判がなされ、価値も「流通形態上の概念」に「純化」し、価値の形態的規定のみに「純化」すべきという主張がでてくる

50) 同氏前掲『方法論』186頁。

51) 同氏前掲『問題点』10-16頁。

52) 同氏『価値論』河出書房、1949年刊、10-11頁；降旗前掲書、18-25頁。

53) 宇野前掲旧『原論』20頁；大内前掲書、73-99頁。

わけである。

第2に、この「流通形態」は、労働力をも商品という「物」に還元し、「経済原則」を物と物との関係で実現する「形式」でなければならないのであるが、商品と商品との関係であるところのこの物と物との関係は、諸商品間（労働力商品も含む）の相対的価値関係⁵⁴⁾なのであって、従って、「流通形態」論は、諸商品間の相対的価値関係を、不完全なもの＝「経済原則」を実現しえないものから、完全なもの＝「経済原則」を実現するものへ展開されなければならないわけである。これが、「価格と価値の背離」からその一致へ、即ち、均衡価格＝「経済原則」を実現する「価格体系」の形成への展開を要請しているわけである。

第3に、「流通形態」とは、「経済外的規制」もなく「意識的、計画的規制」もない無政府的な生産を、価格機構を通じて社会の需要する生産物をその質量に応じて生産するという「経済原則」の実現にむかわせるところの「形式」でなければならないわけであるから、「流通形態」論は、需給の不一致が、「価格体系」の形成につれてその一致を実現して行く運動の展開でもなければならないということになるのである。

さて、「経済原則」を実現するということは、その社会の需要する生産物をその質と量に応じて生産を行うこと、即ち、労働力と生産手段とを社会の需要する生産物の質と量に応じて均衡的に配分し、社会の需要に均衡した生産を行って行くことに他ならないのであるが、資本制社会でのこの労働力と生産手段の均衡的配分とは、一般的な社会の需要によって規定されているのではなく、資本家間の利潤獲得競争により規定されているのであって、あえてその均衡的配分の状態は何かというならば、それは、まさにすべての生産部門が一般的利潤率を得ているように労働力と生産手段が配分されている状態というより他はない。だから、資本制経済のもとで、あえて「経済原則」の実現をいうならば、それは、すべての部門が一般的利潤率を得ているような状態に生産手段と労働

54) 宇野前掲『方法論』130-131頁。

力が配分されて生産が行われているということに他ならない。従って、資本制経済のもとで、「経済原則」を実現する「価格体系」とは、生産価格の体系に他ならないわけであって、大内氏の帰結はこのことを証明したものに他ならない。

このように、宇野理論の経済学の特異な対象規定によって導き出されているところの「流通形態」論の方法、役割、性格を徹底させるならば、「流通形態」論における「価値法則の形態」の解明とは、価値実体を前提しないで生産価格体系の形成を明らかにすることに他ならず、商品論で実体ぬきの「価値」を与え、「経済原則」を実現するような「価格体系」において「価値と価格の一致」をいおうとすれば、大内氏のように、生産価格において「価値通りの交換」或いは「価格と価値の一致」をいうような「価値概念」を必要とするようになり、又、それを避け、少くともマルクスに従って質的にも量的にも「価値」の実体を対象化された抽象的人間労働とする立場をとろうとすれば、宇野氏のように、自らの対象規定から要請される方法に矛盾しなければならないという帰結になるわけである。

以上、本稿では、宇野理論の価値論における内在的矛盾とその根拠＝宇野理論の経済学の対象規定との関連を明らかにした。